

募集要項 追加資料(長久手市田園バレー交流施設(あぐりん村)) 令和6年8月20日

No.	資料名称 ページ数・行数	追 加 事 項
1	P8 第4-2	審査の日程について 審査は令和6年10月1日（火曜）及び2日（水曜）の18：00から21：00まで開催する予定です。 詳細については、申請された団体ごとに通知します。
2	P14 第9-2	(株)長久手温泉の従業員について ・市としての考え方 市としては、雇用を希望する(株)長久手温泉の従業員（正社員及びパートタイマー社員）については、温泉交流施設か田園バレー交流施設のいずれかの運営者において雇用いただきたいと思います。 ・正社員について 雇用については、現時点で所属する事業部で割り当ててではなく、各正社員の考え、各運営者の考えを個別面談等を通してすり合わせた上で雇用を決定したいと考えています。 そのため、(株)長久手温泉の全部署の正社員を対象として、運営者での雇用を希望する正社員との個別面談を行っていただき、雇用を前提とした調整を進めていただきます。 ただし、調整を進めた結果、いずれかの運営者への雇用の偏りや過度の雇用負担のおそれがある等、(株)長久手温泉が必要と認める場合は、(株)長久手温泉が雇用調整に加わることを想定しています。 ・パートタイマー社員について 対象は現在の各所属（ござらっせ公募は温泉事業部、田園バレー交流施設公募はアグリ事業部）において、各運営者での雇用を希望する社員とし、個別面談の上、現在の雇用条件をふまえて雇用いただくことを想定しています。 ・その他 温泉交流施設の運営事業者の公募について、本事業公募と並行して進めることとしており、本条件については、どちらの公募においても同様とします。